

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後	改正前
<p>島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(補助金交付の目的)</p> <p>第2条 この補助金は、介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備_____、施設等用地の確保による特別養護老人ホーム等の整備促進<u>及び介護人材確保を図るための環境整備等を支援することを</u>目的とする。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 この補助金は、地域における医療及び介護の総合的な確保の<u>促進</u>に関する法律第4条第1項に規定する県計画(以下「県計画」という。)に基づくもので、「医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省老健局長・厚生労働省保険局長通知)の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく次のものを補助の対象とする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3) 介護職員の宿舎施設整備事業</u></p> <p><u>イに掲げる介護施設等(いずれも、定員規模は問わない。)の事業者が当該介護施設に勤務する職員(職種は問わず、幅広く対象とする。)の宿舎を整備するための費用の一部を補助する事業</u></p> <p><u>ア 対象事業</u></p> <p><u>(ア) 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備(居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等)は問わない。ただし、補助対象となるのは、イに掲げる介護施設等(建築中のものを含む。)に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33m²以下を補助基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は</u></p>	<p>島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(補助金交付の目的)</p> <p>第2条 この補助金は、介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、また、施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図ることを目的とする。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 この補助金は、地域における医療及び介護の総合的な確保の<u>推進</u>に関する法律第4条第1項に規定する県計画(以下「県計画」という。)に基づくもので、「医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省老健局長・厚生労働省保険局長通知)の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく次のものを補助の対象とする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3) [新設]</u></p>

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後	改正前
<p><u>対象としないものとする。</u></p> <p>(イ) 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍(原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。)類似の家賃と比較して低廉なものとすること。</p> <p>(ウ) 設置場所については、利用の便(近接地、通勤経路)の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。</p> <p>(エ) 入居者については、イに掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲(定員規模の2割以内)において、当該職員の家族等やイに掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所(サービス付き高齢者向け住宅を含む。)に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。</p> <p>(オ) 土地所有者(オーナー)が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。</p> <p>イ 対象施設等</p> <p>(ア) 特別養護老人ホーム</p> <p>(イ) 介護老人保健施設</p> <p>(ウ) 介護医療院</p> <p>(エ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス</p> <p>(オ) 認知症高齢者グループホーム</p> <p>(カ) 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(キ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>(ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(ケ) 介護付きホーム(老人福祉法(昭和26年法律第45号)第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けたサービス付き</p>	

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後	改正前												
<p><u>高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱 (平成26年3月31日付け国住心第178号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。)であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</u></p> <p><u>ウ 整備区分</u> 「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">整備区分</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">整備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;"><u>創設</u></td><td style="padding: 10px;"> <p><u>新たに宿舎を整備すること。</u></p> <p><u>※空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。</u></p> <p><u>※ 空き家等の既存建物を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、宿舎を整備する事業を含む。</u></p> </td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;"><u>増築</u></td><td style="padding: 10px;"><u>既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;"><u>改築</u></td><td style="padding: 10px;"> <p><u>既存の宿舎を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること。(一部改築を含む。)</u></p> <p><u>※1 取壊し費用も対象とすることができる。</u></p> <p><u>※2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。</u></p> </td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;"><u>増改築</u></td><td style="padding: 10px;"> <p><u>既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。(一部増改築を含む。)</u></p> <p><u>※1、※2について同上。</u></p> </td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;"><u>改修</u></td><td style="padding: 10px;"><u>既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。</u></td></tr> </tbody> </table>	整備区分	整備内容	<u>創設</u>	<p><u>新たに宿舎を整備すること。</u></p> <p><u>※空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。</u></p> <p><u>※ 空き家等の既存建物を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、宿舎を整備する事業を含む。</u></p>	<u>増築</u>	<u>既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。</u>	<u>改築</u>	<p><u>既存の宿舎を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること。(一部改築を含む。)</u></p> <p><u>※1 取壊し費用も対象とすることができる。</u></p> <p><u>※2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。</u></p>	<u>増改築</u>	<p><u>既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。(一部増改築を含む。)</u></p> <p><u>※1、※2について同上。</u></p>	<u>改修</u>	<u>既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。</u>	
整備区分	整備内容												
<u>創設</u>	<p><u>新たに宿舎を整備すること。</u></p> <p><u>※空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。</u></p> <p><u>※ 空き家等の既存建物を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、宿舎を整備する事業を含む。</u></p>												
<u>増築</u>	<u>既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。</u>												
<u>改築</u>	<p><u>既存の宿舎を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること。(一部改築を含む。)</u></p> <p><u>※1 取壊し費用も対象とすることができる。</u></p> <p><u>※2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。</u></p>												
<u>増改築</u>	<p><u>既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。(一部増改築を含む。)</u></p> <p><u>※1、※2について同上。</u></p>												
<u>改修</u>	<u>既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。</u>												
<p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>この補助金の対象経費と重複して他の補助金の交付を受ける場合は、第1</u></p>	<p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>[新設]</u></p>												

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後	改正前
<p><u>項第3号に掲げる介護職員の宿舎施設整備事業の対象としない。</u></p> <p>(補助金交付の対象)</p> <p>第4条 この補助金の交付対象は民間事業者が実施する事業、市町村が実施する事業<u>又は</u>民間事業者が実施する事業に対し、市町村が補助する事業を交付対象とする。</p> <p>(補助額の算定方法)</p> <p>第5条 補助金の対象となる経費は、次項から第<u>5</u>項に定めるとおりとする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p><u>4 第3条第1項第3号に掲げる介護職員の宿舎施設整備事業の補助額の算定にあたっては、別表3の第2欄に定める施設等の区分ごとに、第3欄に定める補助基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を助成額とする。</u></p> <p><u>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>5 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、前<u>3</u>項により算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算することができるものとする。</u></p> <p><u>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>第6条～第7条 [略]</p> <p>(交付の条件)</p> <p>第8条 補助金の交付の決定には、次に掲げる(1)から(4)の区分に従い、各区分に定める条件を付すものとする。</p> <p>(1) 県が、民間事業者が実施する介護施設等施設開設準備経費等支援事業（以下「県補助対象事業」という。）に対して補助金を交付する場合には、県補助対象事業を実施する者（以下「県補助対象事業者」という。）に対して、</p>	<p>(補助金交付の対象)</p> <p>第4条 この補助金の交付対象は民間事業者が実施する事業、市町村が実施する事業<u>、</u>民間事業者が実施する事業に対し、市町村が補助する事業を交付対象とする。</p> <p>(補助額の算定方法)</p> <p>第5条 補助金の対象となる経費は、次項から第<u>4</u>項に定めるとおりとする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p><u>4 [新設]</u></p> <p><u>4 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、第<u>2</u>項又は前項により算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算することができるものとする。</u></p> <p><u>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>第6条～第7条 [略]</p> <p>(交付の条件)</p> <p>第8条 補助金の交付の決定には、次に掲げる(1)から(4)の区分に従い、各区分に定める条件を付すものとする。</p> <p>(1) 県が、民間事業者が実施する介護施設等施設開設準備経費等支援事業（以下「県補助対象事業」という。）に対して補助金を交付する場合には、県補助対象事業を実施する者（以下「県補助対象事業者」という。）に対し</p>

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後	改正前
<p>次の条件を付すものとする。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ <u>県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに</u>県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで知事の承認を受けないで、この県補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、<u>取り壊し</u>、又は廃棄してはならない。</p> <p>カ～キ [略]</p> <p>ク 県補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除<u>税額</u>が確定した場合は、<u>次の（ア）又は（イ）に掲げる場合を除き、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</u>(様式第5号)により速やかに知事に報告しなければならない。</p> <p>なお、県補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除<u>税額</u>の全部又は一部を県に納付させることがある。</p> <p>(ア) <u>この補助金の交付申請に当たり、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助金の対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)</u>があり、かつ、その金額が明らかである場合であって、当該額を減額して申請している場合。</p> <p>(イ) <u>事業の実績報告等の際に、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかであり、かつ、当該額を補助金の額から減額して報告し</u></p>	<p>て、次の条件を付すものとする。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ _____県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで知事の承認を受けないで、この県補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、_____又は廃棄してはならない。</p> <p>カ～キ [略]</p> <p>ク 県補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除<u>額</u>が確定した場合は、_____ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第5号)により速やかに知事に報告しなければならない。</p> <p>なお、県補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除<u>額</u>の全部又は一部を県に納付させることがある。</p> <p>(ア) <u>〔新設〕</u></p> <p>(イ) <u>〔新設〕</u></p>

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後	改正前
<p><u>た場合</u></p> <p>ケ～コ [略]</p> <p><u>サ 県補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</u></p> <p><u>シ 県補助対象事業は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である県補助対象事業者に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。なお、土地所有者より返還があった場合には、知事へ報告しなければならない。また、知事に報告があった場合は、返還額の全部又は一部を県に納付させることがある。</u></p> <p><u>ス 県補助対象事業者がアからシにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。</u></p> <p>(2) 県が、市町村が実施する介護施設等施設開設準備経費等支援事業(以下「市町村実施事業」という。)に対して補助金を交付する場合には、市町村に対して、次の条件を付すものとする。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p><u>オ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその從物並びに市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで知事の承認を受けないで、この市町村実施事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。</u></p> <p>カ～キ [略]</p> <p><u>ク 市町村実施事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合を除き、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第5号)により速やかに知事に報告しなければならない。</u></p>	<p>ケ～コ [略]</p> <p><u>サ [新設]</u></p> <p><u>サ 県補助対象事業は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である県補助対象事業者に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。なお、土地所有者より返還があった場合には、知事へ報告しなければならない。また、知事に報告があった場合は、返還額の全部又は一部を県に納付させることがある。</u></p> <p><u>シ 県補助対象事業者がアからサにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。</u></p> <p>(2) 県が、市町村が実施する介護施設等施設開設準備経費等支援事業(以下「市町村実施事業」という。)に対して補助金を交付する場合には、市町村に対して、次の条件を付すものとする。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p><u>オ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで知事の承認を受けないで、この市町村実施事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。</u></p> <p>カ～キ [略]</p> <p><u>ク 市町村実施事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第5号)により速やかに知事に報告しなければならない。</u></p>

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後	改正前
<p>(ア) <u>この補助金の交付申請に当たり、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかである場合であって、当該額を減額して申請している場合。</u></p> <p>(イ) <u>事業の実績報告等の際に、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかであり、かつ、当該額を補助金の額から減額して報告した場合</u></p> <p>ケ [略]</p> <p>コ <u>市町村実施事業を行うために建設工事の完成をして締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</u></p> <p>サ 市町村実施事業は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である市町村長に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。なお、土地所有者より返還があった場合には、知事へ報告しなければならない。また、知事に報告があった場合は、返還額の全部又は一部を県に納付させることがある。</p> <p>シ 市町村がアからサにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。</p> <p>(3) 県が、市町村が民間事業者の実施する介護施設等施設開設準備経費等支援事業(以下「市町村補助対象事業」という。)に対して補助する事業(以下「市町村補助事業」という。)に補助金を交付する場合には、市町村に対して、次の条件を付すものとする。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 市町村が、市町村補助対象事業に対して _____ 県からの補助金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、市町村は市町村補助対象事業を実施する者(以下「市町村補助対象事業者」という。)に対し次の条件を付さなければならない。</p> <p>(ア) ~ (エ) [略]</p> <p>(オ) <u>市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加し</u></p>	<p>(ア) <u>〔新設〕</u></p> <p>(イ) <u>〔新設〕</u></p> <p>ケ [略]</p> <p>コ <u>〔新設〕</u></p> <p>ニ 市町村実施事業は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である市町村長に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。なお、土地所有者より返還があった場合には、知事へ報告しなければならない。また、知事に報告があった場合は、返還額の全部又は一部を県に納付させることがある。</p> <p>サ 市町村がアからニにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。</p> <p>(3) 県が、市町村が民間事業者の実施する介護施設等施設開設準備経費等支援事業(以下「市町村補助対象事業」という。)に対して補助する事業(以下「市町村補助事業」という。)に補助金を交付する場合には、市町村に対して、次の条件を付すものとする。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 市町村が、市町村補助対象事業に対して <u>都道府</u> 県からの補助金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、市町村は市町村補助対象事業を実施する者(以下「市町村補助対象事業者」という。)に対し次の条件を付さなければならない。</p> <p>(ア) ~ (エ) [略]</p> <p>(オ) _____ 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加し</p>

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後	改正前
<p>た価格が30万円以上の機械_____、器具<u>及びその他の財産</u>については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、<u>取り壊し</u>、又は廃棄してはならない。</p> <p>(カ)～(ク) [略]</p> <p>(ケ) 市町村補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除<u>税額</u>が確定した場合は、<u>次のa又はbに掲げる場合を除き</u>、速やかに市町村長に報告しなければならない。</p> <p>なお、市町村補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一部(又は一部社、一部所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除<u>税額</u>の全部又は一部を市町村に納付させることがある。</p> <p>a <u>この補助金の交付申請に当たり、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかである場合であつて、当該額を減額して申請している場合。</u></p> <p>b <u>事業の実績報告等の際に、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかであり、かつ、当該額を補助金の額から減額して報告した場合。</u></p> <p>(コ) [略]</p> <p>(サ) <u>市町村補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</u></p> <p>(シ)～(ス) [略]</p> <p>カ～ケ [略]</p> <p>(4) 災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおける施設等の移転改築整備等の取扱いについては以下のとおりとする。</p>	<p>た価格が30万円以上の機械<u>及び</u>、器具_____について は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、_____又は廃棄してはならない。</p> <p>(カ)～(ク) [略]</p> <p>(ケ) 市町村補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除____額が確定した場合は、_____速やかに市町村長に報告しなければならない。</p> <p>なお、市町村補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一部(又は一部社、一部所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除____額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。</p> <p>a [新設]</p> <p>b [新設]</p> <p>(コ) [略]</p> <p>(サ) <u>市町村補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。</u></p> <p>(シ)～(ス) [略]</p> <p>カ～ケ [略]</p> <p>(4) 災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおける施設等の移転改築整備等の取扱いについては以下のとおりとする。</p>

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後	改正前
<p>ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）の改正に伴い、令和4年<u>度4</u>月以降の事業について、災害レッドゾーンにおける介護施設等の新規整備が規制されたことを踏まえ、<u>災害レッドゾーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則</u> <u>3条第1項各号の事業による</u>補助の対象としないものとする。</p> <p>イ 災害イエローノーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローノーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則 <u>第3条第1項各号の事業による</u>補助の対象としないものとする。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。</p> <p>(ア)～(イ) [略]</p> <p><u>(5) 第3条第1項各号の事業を活用して施設等を整備するに当たっては、10年以上継続して事業を実施できるかという点に留意すること。</u></p>	<p>ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）の改正に伴い、令和4年<u>度4</u>月以降の事業について、災害レッドゾーンにおける介護施設等の新規整備が規制されることを踏まえ、<u>防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則</u><u>区域での新規整備等に伴う開設に必要な経費について</u>補助の対象としないものとする。</p> <p>イ 災害イエローノーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローノーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則<u>区域での新規整備等に伴う開設に必要な経費について</u><u>の事業による</u>補助の対象としないものとする。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。</p> <p>(ア)～(イ) [略]</p> <p><u>(5) [新設]</u></p>
<p>第9条～第13条 [略]</p> <p>附則 [略]</p> <p><u>この要綱は、令和7年12月15日から施行し、令和7年度事業より適用する。</u></p>	<p>第9条～第13条 [略]</p> <p>附則 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p>

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後

別表 1 (施設開設準備経費助成等支援事業の補助基準)

1 区分	2 対象施設	3 補助基礎単価	4 単位	5 対象経費
県補助事業	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費(介護ロボット・ICTの導入に必要な経費を含む)			
ア 定員 30人以上の次の施設				
	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・養護老人ホーム	1,036 千円 ただし、既存施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る)を利用する場合は 271 千円とする(※)	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開設の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務
	訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)	5,200 千円	施設数	
イ 定員 29人以下の次の施設				
	・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	1,036 千円 ただし、既存施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る)を利用する場合は 271 千円とする(※)	定員数	

改正前

別表 1 (施設開設準備経費助成等支援事業の補助基準)

1 区分	2 対象施設	3 補助基礎単価	4 単位	5 対象経費
県補助事業	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費(介護ロボット・ICTの導入に必要な経費を含む)			
ア 定員 30人以上の次の施設				
	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・養護老人ホーム	989 千円 ただし、既存施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る)を利用する場合は 259 千円とする(※)	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開設の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務
	訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)	4,960 千円	施設数	
イ 定員 29人以下の次の施設				
	・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	989 千円 ただし、既存施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る)を利用する場合は 259 千円とする(※)	定員数	

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後					改正前				
	・小規模な養護老人ホーム	520千円	定員数	費、委託料		・小規模な養護老人ホーム	496千円	定員数	費、委託料
※補助基礎単価 <u>271</u> 千円の適用については既存施設の定員数を上限とし、定員数を超える整備床数については <u>1,036</u> 千円を適用する。また、第 2 欄に定める施設等の区分ごとに、第 3 欄に定める補助基礎単価に第 4 欄に定める単位の数を乗じて得た額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額に $3/4$ を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。					※補助基礎単価 <u>259</u> 千円の適用については既存施設の定員数を上限とし、定員数を超える整備床数については <u>989</u> 千円を適用する。また、第 2 欄に定める施設等の区分ごとに、第 3 欄に定める補助基礎単価に第 4 欄に定める単位の数を乗じて得た額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額に $3/4$ を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。				

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後					改正前					
別表 1 のつづき					別表 1 のつづき					
1 区 分	2 対象施設	3 補助基礎 単価	4 単位	5 対象経費	1 区 分	2 対象施設	3 補助基礎 単価	4 単位	5 対象経費	
市 町 村	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費 (介護ロボット・ICTの導入に必要な経費を含む)					介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費 (介護ロボット・ICTの導入に必要な経費を含む)				
補 助 事 業	ア 定員 29 人以下の次の施設					ア 定員 29 人以下の次の施設				
	・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,036 千円 ただし、既存施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る)を利用する場合は 271 千円とする(※)	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては宿泊定員数とする。	特別養護老人ホーム等の円滑な開設に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料について補助を行うに必要な経費		・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989 千円 ただし、既存施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る)を利用する場合は 259 千円とする(※)	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては宿泊定員数とする。	特別養護老人ホーム等の円滑な開設に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料について補助を行うに必要な経費	
	・認知症高齢者グループホーム					・認知症高齢者グループホーム				
	・小規模多機能型居宅介護事業所					・小規模多機能型居宅介護事業所				
	・看護小規模多機能型居宅介護事業所					・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	17,400 千円	施設数			・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16,600 千円	施設数		
	・施設内保育施設	5,200 千円	施設数			・施設内保育施設	4,960 千円	施設数		
※補助基礎単価 271 千円の適用については既存施設の定員数を上限とし、定員数を超える整備床数については 1,036 千円を適用する。また、第 2 欄に定める施設等の区分ごとに、第 3 欄に定める補助基礎単価に第 4 欄に定める単位の数を乗じて得た額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額に 3/4 を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。					※補助基礎単価 259 千円の適用については既存施設の定員数を上限とし、定員数を超える整備床数については 989 千円を適用する。また、第 2 欄に定める施設等の区分ごとに、第 3 欄に定める補助基礎単価に第 4 欄に定める単位の数を乗じて得た額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額に 3/4 を乗じて得た額と比較して少ない方の額を補助額とする。					
別表 2 [略]					別表 2 [略]					

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後				改正前
1 区 分	2 対象施設	3 補助基準	4 対象経費	5 補助率
県 補 助 事 業	<u>介護職員の宿舎施設整備事業</u>			
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 	<p><u>介護職員 1 定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33m²</u></p> <p><u>※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。</u></p>	<p><u>特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、島根県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</u></p> <p><u>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする。</u></p>	1 / 3

島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱

改正後				改正前
		<p><u>る費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</u></p>		